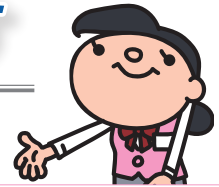


# 令和2年度の村民税・県民税(個人住民税) 税額決定通知書を郵送します



村では、6月12日(金)から令和2年度の「村民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」を郵送します。毎年通知書を受け取っている方で、6月22日(月)までに通知書が届かない場合は、お問い合わせください。なお、給与所得者で、村民税・県民税が給与から天引きになっている方には、事業所を通じて「特別徴収税額の決定通知書」(緑色・圧着式)を配布しています。

**【問い合わせ】**税務課(☎282-1711) ▽課税に関すること…住民税担当(内線1117～1119) ▽納付・口座振替に関すること…収納管理室(内線1114～1116)

**税額決定通知書を受け取ったら、内容を必ず確認してください!**

申告漏れや誤りなどにより、税額が正しく計算されていない場合があります。ご自身の課税内容を必ず確認し、誤っている場合には、税務課住民税担当へお問い合わせください。

## ●「村民税・県民税(個人住民税)」って?

「村民税・県民税(個人住民税)」は、前年中に所得があった方に対して課税される税金で、その年の1月1日に住民登録をしていた市町村で課税されます。村民税・県民税の年税額は、一律に課される「均等割」と、前年中の所得や控除に応じて計算される「所得割」の、合計額です(右表参照)。村民税・県民税は、前年の1月から12月まで(1年間)の所得を基準として課税額を算定するため、今年の所得がない場合でも、前年中に所得があれば課税されます。

	均等割	所得割
村民税	3,500円 (内復興財源500円)	10% (村民税分6%、 県民税分4%)
県民税	2,500円 (内復興財源500円、 森林湖沼環境税1,000円)	

## ●3月17日以降に確定申告をした方は、申告内容が税額等に反映されていない場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年分の所得税等の申告期限が延長されたため、当該申告書に基づく村民税・県民税の算定が、今回送付の税額決定通知書兼納税通知書に反映されていない場合があります。その際は、次の納期等での課税または税額変更等を行い、改めて税額決定通知書兼納税通知書をお送りします。

また、今回送付の税額決定通知書兼納税通知書に税額等が反映されなかった場合、村民税・県民税の情報を基にする国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の税額や給付の判定等に影響する場合があります。保険料等に変更があった方については、変更通知書等でお知らせします。

## ●納税は、「便利・安心・確実」な口座振替をお勧めします!

口座振替の登録をすると、毎年の納税が指定口座からの引き落としとなり、金融機関等へ出向く必要がなくなります。口座振替を希望する方は、下記の必要書類等をお持ちの上、手続きをお願いします。

▽金融機関窓口での申し込み…通帳またはキャッシュカード、金融機関の届け出印、納税通知書

▽税務課(役場行政棟1階)での申し込み…キャッシュカード(要暗証番号入力)、来庁者の本人確認書類

**第1期分からの口座振替を希望する方は、6月19日(金)までに税務課で手続きをお願いします。**※クレジットカードでの納付はできませんので、ご注意ください。

キャッシュカードによる口座振替の申し込みは、役場でもできるゾ〜!

毎回納税に行く手間が省けるね!

